

台風が、春日井市に接近する危険性が予想されています。これにより、名古屋地方気象台から愛知県全域・愛知県西部全域・尾張東部に暴風警報が発令された時の登下校は、下記の通り(生徒手帳31ページ)です。

## 記

### 台風時等における生徒の登下校について

名古屋地方気象台から愛知県全域・愛知県西部全域・尾張東部に「暴風警報」、又は「特別警報」が発表されたときは、次のように対処する。特に、登下校には安全に十分留意する。

#### 1 暴風警報が発表された場合

##### (1) 登校する以前に、暴風警報が発表されている場合

ア 始業時刻2時間前(午前6時35分)までに警報が解除された場合は、平常通り授業を行う。

イ 始業時刻2時間前(午前6時35分)以降午前11時までに警報が解除された場合は、解除後2時間を経て授業を始める。

ウ 午前11時以降警報が継続されている場合は、授業を行わない。

上記ア、イの場合、通学路の冠水・河川の増水等により登校が危険なときや交通機関の途絶等により登校が困難な生徒は、登校しなくてよい。その際は、担任に連絡する。

##### (2) 登校後に暴風警報が発表された場合は、学校の指示に従う。

#### 2 特別警報が発表された場合

##### (1) 登校する以前に、特別警報が発表されている場合

ア 授業を行わず、休校にする。

イ 特別警報がその日のうちに解除されても、授業は行わず休校にする。

##### (2) 生徒の登校後に特別警報が発表された場合は、学校の指示に従う。

#### 注) 特別警報の発表基準

数十年に一度の大雨、強度の台風、積雪が予想される場合、気象の種類に応じて、「大雨」、「暴風」、「高潮」、「波浪」、「暴風雪」、「大雪」の特別警報が発表される。

#### 3 暴風警報又は特別警報が発表されていないが、大雨等異常気象により登校の困難が想定される場合には「緊急一斉メール」(「登校しなくてよい」)を送信するのでその指示に従う。この異常気象が消滅したあとの対応についても「緊急一斉メール」により連絡を行うのでその指示に従う。